

(様式第4号)

愛媛県収入証紙ちょう付欄

- ・「氏名」を含む登録事項の変更 :
登録事項の変更 + 証の書換交付 → 1,600円分の県証紙をちょう付。消印はしないこと。
- ・「氏名」を含まない登録事項の変更 : 登録事項変更のみ → 県証紙のちょう付不要。

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書 (書換交付)								
年 月 日								
愛媛県知事 様								
申請者 住所 氏名 電話番号(自宅等) 勤務先名 電話番号(勤務先)								
次のとおり、 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録事項の変更を届け出ます。 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の書換交付を申請します。								
変更前	フリガナ							
	氏名							
	フリガナ							
	住所	〒						
変更後	フリガナ							
	氏名							
	フリガナ							
	住所	〒						
個人番号	①証の交付申請をされる方、②証の交付申請をされず、個人番号の登録事項を変更される方は、「介護支援専門員資格に係る個人番号（マイナンバー）調書」に記載の上、調書に記載の添付書類と共にご提出ください。 ※介護保険法施行規則の改正により、令和6年12月1日から個人番号の記載が必要です。							
登録番号								(8桁の番号を記入)

裏面に記載の書類を添付してご提出ください。

添付書類 (①証の交付申請をされる方は1～5すべて、②交付申請をされない方で登録事項の変更が住所のみの場合、3～5は不要。登録事項の変更が個人番号の場合、4及び5は不要。)

- 1 次のうち該当するもの
 - ・証の書換交付を同時に行う場合：介護支援専門員証の原本。
(なお、亡失等により添付できない場合は、下欄の紛失申立に記入すること。)
 - ・登録事項変更のみの場合：介護支援専門員証の写し。
- 2 次のうち該当するもの (原本 (コピーは不可))
 - ・住所変更の場合：住民票 (個人番号確認書類として提出される場合以外は、個人番号(マイナンバー)の記載不要。申請の6ヶ月以内に交付されたもの。)
 - ・氏名変更の場合：戸籍抄本 (申請の6ヶ月以内に交付されたもの)。なお、氏名と住所の変更で、住民票に現在の氏名と変更前の氏名の両方が表示されている場合は、戸籍抄本不要。
- 3 介護支援専門員資格に係る個人番号 (マイナンバー) 調書
- 4 証明写真 (縦3cm×横2.4cm 申請の6ヶ月以内に、無帽、無背景で上半身を正面から撮影したものの裏面に氏名を記入したもの。インクジェットプリンタ等で印刷したものは不可。)
- 5 返信用封筒 (長形3号 120×235³。氏名と住所を明記し、460円分切手を貼付のこと。)

介護支援専門員証の紛失申立

私は、愛媛県知事が発行した**介護支援専門員証**を紛失したことを申し立てます。
紛失したものを発見したときは、速やかに愛媛県へ返納します。

氏名 _____

注(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) □欄には、該当する項目を必要に応じて、レ印をするか、黒く塗りつぶすこと。